

氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務 受託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務を実施するにあたり、丹波市プロポーザル方式実施取扱要綱（平成28年告示第191号。以下「要綱」という。）の規定に関し、その事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(実施方式)

第2条 要綱第4条に規定するプロポーザル方式の実施は、公募型プロポーザル方式とする。

(提案資格要件)

第3条 要綱第6条第2項に規定する要件は、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独事業者での参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本プロポーザルへの参加意向申出書提出の日から契約締結の日まで、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成18年告示第778号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。

エ 国税、地方税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

カ 個人情報漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

キ 当該業務の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。

ク 業務要求水準書に示す各資格を有する者及び実務経験を有する各業務責任者等を配置できる者であること。

ケ プライバシーマーク又はI SMSの情報セキュリティ関連認証を取得していること。

コ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条による国土交通省の下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している者であること。

サ 審査基準日時点で国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る下水道法第2条第6号に規定する終末処理場の水処理施設の維持管理業務に関し、3件以上の元請受注実績を有し、その内1件については、3年以上の長期契約の実績（参

加資格確認申請書類の受付締切日現在で履行を継続中の業務でも可とする。)を有すること。

(注意)

・技術者が終末処理場に常駐して行う維持管理業務の実績とし、巡回点検業務による実績は含まない。

シ 審査基準日時点で国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係るマンホールポンプ施設の維持管理業務の元請受注実績を1件以上有すること。

(2) 共同企業体での参加資格要件

ア 共同企業体を構成する者（以下、「構成員」という。）の数の上限は5者とし、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担うこと。

イ 自主結成であり、事業者間で委託業務共同企業体協定を締結していること。

ウ 代表事業者を定めていること。この場合、出資割合が当該構成員のうち最大または同等以上のものを代表者とし、代表者がプロポーザル参加の申請及び手続きを行うこと。

エ 構成員は、第1項第1号アからクに掲げる者であること。

オ 共同企業体は、第1項第1号ケからシの全ての要件を満たす者であること。

カ 構成員のうち最小出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる割合以上でなければならない。

(ア) 構成員が2者の場合30パーセント

(イ) 構成員が3者以上の場合20パーセント

キ 本業務に係る共同企業体の構成員は、本業務において他の共同企業体の構成員でないこと。

(審査)

第4条 要綱第15条第2項の規定により定める審査基準等とは、次の各号によるものとする。

(1) 氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務プロポーザル実施要領

(2) 氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務評価基準

(3) 氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務受託候補者選定要領

2 要綱第15条第3項に規定する審査は、次の各号による。

(1) 本プロポーザルの審査は、別紙（氷上地域下水処理場及びポンプ場等維持管理業務プロポーザル実施要領）に定める方法により選考するものとし、評価事項について評価、採点し、合計得点の最も高い者を本業務の受託候補者として特定する。ただし、採点の結果、要求基準に達しない場合は、受託候補者の特定を行わない。

(2) 参加者のプレゼンテーションが必要な場合は、日時、場所及び留意事項等について別途通知する。

(失格条項)

第5条 要綱第14条の規定によるほか、参加者又は参加者の提出した提案書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本プロポーザルの作成様式及び記入要領に適合しないもの。
- (3) 第3条に規定する提案資格要件を満たさないこととなったとき。
- (4) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかったとき。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、丹波市上下水道部下水道課が担当する。

附 則

この要領は、令和6年11月27日より適用する。

この要領は、業務契約締結をもって廃止する。